

公立大学法人山口県立大学の業務の実績 に関する評価の実施要領の一部改正について

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第13次地方分権一括法)において、地方独立行政法人法の一部が改正(令和5年6月16日施行)され、公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価が廃止されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 「公立大学法人山口県立大学の業務の実績に関する評価の実施要領」の評価の種類等から「事業年度評価」を削除(廃止)

区分	種類	対象	趣旨	実施時期
①	事業年度評価	各事業年度における中期計画の進捗状況	中期目標の達成に向けた中期計画の進捗度の点検	当該事業年度の終了後概ね5月以内
②	中期目標期間終了時見込み評価	当該中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の達成状況	中期目標の達成、未達成の見込みの確認	当該中期目標の期間の第4年度の終了後概ね5月以内
③	中期目標期間評価	当該中期目標の期間における中期目標の達成状況	中期目標の達成、未達成の確認	当該中期目標の期間の終了後概ね5月以内

(2) 「事業年度評価」廃止後の評価スケジュール

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
中期計画	第3期		第4期							
	R5	H30-R5	R6	R7	R8	R9	R6-R9	R10	R11	R6-R11
実績評価		③					②			③

3 評価の違い(最小単位別評価のイメージ)

区分	評価対象		
	事業年度評価 (改正により廃止)	中期目標中間評価	中期目標期間評価
数値目標を掲げる計画例)・試験合格率100%・就職決定率100%	各年度の実績値(合格率〇%、就職率□%など)	4年度までの実績値・伸び率・平均値等、今後の取組予定	6年度までの実績値・伸び率・平均値等
数値目標以外の目標を掲げる計画	各年度の取組実績(「〇を作成」「□を画った」など)	4年度までの取組実績、今後の取組予定	6年度までの取組実績
評語	年度計画を十二分に達成・十分達成・概ね達成・やや未達成・未達成	中期計画を十二分に達成・十分達成・概ね達成・やや未達成・未達成の見込み	中期計画を十二分に達成・十分達成・概ね達成・やや未達成・未達成

●地方独立行政法人法（抄）

（年度計画）

第27条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第29条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

（中期目標等の特例）

- 第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあるのは「6年間」と、同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。
- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
 - 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
 - 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
 - 5 公立大学法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項のほか、同項第1号及び第2号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。
 - 6 公立大学法人に関する第26条第3項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第78条第2項に定める事項」とする。
 - 7 第27条の規定は、公立大学法人には、適用しない。

（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）

- 第78条の2 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第28条から第30条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。
- 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後3月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 3 第1項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第29条の規定は、第1項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

- 第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第78条の2第1項第1号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
 - 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。